第四百三十三条　基準比重浮ひょうの器差の検査に使用する検査液は、検査を行う比重に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

検査を行う比重	検査液
［略］	［略］
一・六以上	よう化第二水銀とよう化カリウムとの混合液

2　基準重ボーメ度浮ひょうの器差の検査に使用する検査液は、検査を行う重ボーメ度に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

検査を行う重ボーメ度	検査液
［略］	［略］
五十五重ボーメ度以上	よう化第二水銀とよう化カリウムとの混合液

別表（第二十四条関係）

基準巻尺	［略］	
タクシーメーター装置検査用基準器	［略］	
基準台手動はかり	［略］	
基準手動天びん及び基準直示天びん	［略］	
基準分銅	［略］	
温度基準器（体温計に使用するものを除く。）	［略］	
体温計に使用する温度基準器	［略］	
面積基準器	［略］	
基準フラスコ	［略］	
基準ビュレット	［略］	
基準ガスメーター、基準水道メーター及び基準燃料油メーター	［略］	
基準タンク	［略］	
基準体積管	［略］	
基準液柱型圧力計	［略］	
基準重錘型圧力計	［略］	
血圧計用基準圧力計	任意の三箇所以内の表す量	

第四百三十三条　基準比重浮ひょうの器差の検査に使用する検査液は、検査を行う比重に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

検査を行う比重	検査液
［略］	［略］
一・六以上	硝酸第二水銀と硝酸との混合液

2　基準重ボーメ度浮ひょうの器差の検査に使用する検査液は、検査を行う重ボーメ度に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

検査を行う重ボーメ度	検査液
［略］	［略］
五十五重ボーメ度以上	硝酸第二水銀と硝酸との混合液

別表（第二十四条関係）

基準巻尺	［略］	
タクシーメーター装置検査用基準器	［略］	
基準台手動はかり	［略］	
基準手動天びん及び基準直示天びん	［略］	
基準分銅	［略］	
温度基準器（体温計に使用するものを除く。）	［略］	
体温計に使用する温度基準器	［略］	
面積基準器	［略］	
基準フラスコ	［略］	
基準ビュレット	［略］	
基準ガスメーター、基準水道メーター及び基準燃料油メーター	［略］	
基準タンク	［略］	
基準体積管	［略］	
基準液柱型圧力計	［略］	
基準重錘型圧力計	［略］	
［新設］	［新設］	